

# 熊本県公報

第 1 1 3 1 6 号  
平成 17 年 9 月 28 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○八代都市計画臨港地区の変更……………(都市計画課)	1
○熊本都市計画道路の変更……………( " )	1
○ " ………………( " )	2
○指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退……………(高齢者支援総室)	2
○ " ………………( " )	2
○ " ………………( " )	2
○ " ………………( " )	3
○保安林の指定に関する予定……………(森林保全課)	3
○ " ………………( " )	3
○ " ………………( " )	3
○ " ………………( " )	4
○ " ………………( " )	4
○ " ………………( " )	4
○蒸し製玉緑茶製茶機械 60K ラインー式の一般競争入札に係る参加資格(農 政 課)	4
<b>公 告</b>	
○蒸し製玉緑茶製茶機械 60K ラインー式の一般競争入札……………( " )	5
<b>登 載 依 頼</b>	
○熊本県警察サイバーパトロールシステム用パソコン及び関連機器等の借入に係る一般競争入札の実施……………(警察本部情報管理課)	7
○熊本県警察統合 OA システム用パソコン及び関連機器等の借入れに係る一般競争入札による落札者等の決定……………( " )	10
○熊本県警察統合 OA システム用サーバ及び関連機器等の借入れに係る一般競争入札による落札者等の決定……………( " )	10
○教育委員会の会議の開催……………(総務広報課)	10

## 告 示

### 熊本県告示第 1115 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 17 年 9 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
八代都市計画臨港地区 八代港臨港地区
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
(1) 蛇籠地区 八代市建馬町老号  
(2) 内港地区 八代市新港町及び港町の各一部
- 3 縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

### 熊本県告示第 1116 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 17 年 9 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画道路 3・2・5 号熊本駅北部線

- 熊本都市計画道路 3・3・7号熊本駅新外線  
熊本都市計画道路 3・4・25号熊本駅城山線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
熊本市春日一丁目、春日二丁目、春日三丁目、二本木一丁目、細工町五丁目、川端町、東阿弥陀寺町、古桶屋町、紺屋阿弥陀寺町、紺屋町三丁目、松原町、河原町、慶徳堀町、紺屋今町、通町、新市街、下通二丁目、中央街、安政町、手取本町、水道町、草葉町、南坪井町、南千反畑町、坪井二丁目、北千反畑町、坪井三丁目、妙体寺町、坪井四丁目、菜園町、黒髪一丁目、黒髪三丁目、坪井六丁目、室園町、清水本町、清水町松崎、高平二丁目、高平三丁目、山室三丁目、山室四丁目、山室五丁目、山室二丁目、大窪一丁目、大窪二丁目、大窪三丁目、大窪四丁目、大窪五丁目、飛田1丁目、飛田二丁目の各一部
- 3 縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

### 熊本県告示第1117号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成17年9月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画道路 3・3・10号子飼新大江線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域  
熊本市子飼本町、同市西子飼町、同市東子飼町、同市大江一丁目、同市新屋敷二丁目、同市新屋敷三丁目、同市大江二丁目、同市大江三丁目、同市新大江一丁目、同市大江六丁目の各一部
- 3 縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

### 熊本県告示第1118号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成17年9月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
荒尾保養院 荒尾市荒尾1992番地	医療法人洗心会	平成17年9月1日

### 熊本県告示第1119号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成17年9月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
阿蘇温泉病院 阿蘇市内牧1153の1	医療法人社団坂梨会	平成17年7月1日

### 熊本県告示第1120号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成17年9月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
希望ヶ丘病院 上益城郡御船町豊秋1540番地	医療法人社団松本会	平成17年8月1日

**熊本県告示第 1121 号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。  
平成17年9月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
水上医院 熊本市黒髪六丁目9番20号	医療法人社団水上会	平成17年9月1日

**熊本県告示第 1122 号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成17年9月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字万江乙字葛ノ上463の48
  - 2 指定の目的 水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 1123 号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成17年9月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字山田戌字宇那川1122の19、字登尾1370の1、1370の36、1370の57から1370の60まで、1370の80、1370の84、1370の86、1370の87、1370の90、1371の6、1371の7
  - 2 指定の目的 水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 1124 号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成17年9月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字万江乙字荒神272の6、字藤渡瀬286の1、302の2
  - 2 指定の目的 水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。）